

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年12月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

【マルナカ新田店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ新田店 高松市新田町甲680番1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ水田店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ水田店 高松市東山崎町384番1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ屋島店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地		
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ屋島店 高松市高松町2498番1ほか		
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名		
	変更前	代表取締役 中山芳彦	
	変更後	代表取締役 中山明憲	
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ		
	変更前	代表取締役 中山芳彦	
	変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日		
変更理由	代表者変更のため		

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ田町店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ田町店 高松市田町4番10ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ円座店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ円座店 高松市円座町956番2ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ宮脇店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ宮脇店 高松市宮脇町1丁目4番5ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ新香西店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ新香西店 高松市香西本町1番176ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ仏生山店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ仏生山店 高松市仏生山町甲415-4ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ栗林南店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ栗林南店 高松市西ハゼ町字清水29-6ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	
変更前	株式会社マルナカほか7者	
変更後	株式会社マルナカほか5者	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更及び小売業者の入退店のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【パワーシティ屋島】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	パワーシティ屋島 高松市屋島西町字百石1906-1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	
	変更前	株式会社マルナカほか3者
	変更後	株式会社マルナカほか6者
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更及び小売業者の入退店のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ伏石店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ伏石店 高松市伏石町鹿腹1614-1	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ春日店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ春日店 高松市木太町2833番1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ木太店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ木太店 高松市木太町2区1682番地1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【パワーシティレインボー】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	パワーシティレインボー 高松市多肥下町1552番17	
変更した事項	1 大規模小売店舗の所在地	
	変更前	高松市多肥下町630
	変更後	高松市多肥下町1552番17
	2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	変更前	株式会社マルナカほか11者
	変更後	株式会社マルナカほか8者
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	区画整理による地番表記の変更のため 代表者変更及び小売業者の入退店のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ川島店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ川島店 高松市川島本町288番2ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ国分寺店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ国分寺店 高松市国分寺町新居字野末1101-1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ大野店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ大野店 高松市香川町大野2499-1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【株式会社マルナカ八栗店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	株式会社マルナカ八栗店 高松市牟礼町牟礼字浜2615番地1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ新郡家店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地		
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ新郡家店 丸亀市川西町北字宮西677ほか		
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名		
	変更前	代表取締役 中山芳彦	
	変更後	代表取締役 中山明憲	
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ		
	変更前	代表取締役 中山芳彦	
	変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日		
変更理由	代表者変更のため		

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ丸亀平山店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ丸亀平山店 丸亀市西平山町277番1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ土器店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ土器店 丸亀市土器町788番地ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ丸亀店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ丸亀店 丸亀市中府町2丁目1211番2ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【パワーシティ丸亀】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	パワーシティ丸亀 丸亀市新浜町1丁目803-2	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	
	変更前	株式会社マルナカほか15者
	変更後	株式会社マルナカほか7者
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更及び小売業者の入退店のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ飯山店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ飯山店 丸亀市飯山町東坂元字秋常120番1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【株式会社マルナカ栗熊店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	株式会社マルナカ栗熊店 丸亀市綾歌町栗熊東字下河西45ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗の所在地	
	変更前	丸亀市綾歌町栗熊東字下河西45ほか
	変更後	丸亀市綾歌町栗熊東字下河西45ほか
	2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	3 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更及び所在地の訂正のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ坂出店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ坂出店 坂出市江尻町字新開1157番地ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び坂出市建設経済部産業課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び坂出市建設経済部産業課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ善通寺店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ善通寺店 善通寺市善通寺町字本村道下187番1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び善通寺市建設経済部企業誘致室
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び善通寺市建設経済部企業誘致室において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【パワーシティ善通寺】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	パワーシティ善通寺 善通寺市与北町字下西原3300-1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び善通寺市建設経済部企業誘致室
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び善通寺市建設経済部企業誘致室において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ観音寺店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ観音寺店 観音寺市昭和町3丁目2番33号ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ大野原店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ大野原店 観音寺市大野原町中姫1310番1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ豊浜店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ豊浜店 観音寺市豊浜町大字姫浜1158ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	
変更前	株式会社マルナカほか5者	
変更後	株式会社マルナカほか4者	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更及び小売業者の入退店のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ津田店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ津田店 さぬき市津田町津田南上所923番1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ志度店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ志度店 さぬき市志度1896番1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【株式会社マルナカ長尾店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	株式会社マルナカ長尾店 さぬき市長尾西833番1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ引田店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ引田店 東かがわ市引田1895番1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び東かがわ市事業部商工観光室
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び東かがわ市事業部商工観光室において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ大内店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ大内店 東かがわ市落合183番1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び東かがわ市事業部商工観光室
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び東かがわ市事業部商工観光室において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【株式会社マルナカ白鳥店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地		
大規模小売店舗の名称及び所在地	株式会社マルナカ白鳥店 東かがわ市白鳥字城泉141-1ほか		
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名		
	変更前	代表取締役 中山芳彦	
	変更後	代表取締役 中山明憲	
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		
	変更前	株式会社マルナカほか4者	
	変更後	株式会社マルナカほか4者	
変更年月日	平成23年9月28日		
変更理由	代表者変更及び小売業者の入退店のため		

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び東かがわ市事業部商工観光室
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び東かがわ市事業部商工観光室において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ三本松店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ三本松店 東かがわ市三本松1712-1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び東かがわ市事業部商工観光室
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び東かがわ市事業部商工観光室において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ豊中店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ豊中店 三豊市豊中町本山甲字国繁944番ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び三豊市建設経済部商工観光課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三豊市建設経済部商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ新山本店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ新山本店 三豊市山本町辻348番地ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び三豊市建設経済部商工観光課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三豊市建設経済部商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ高瀬店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ高瀬店 三豊市高瀬町下勝間2486-1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び三豊市建設経済部商工観光課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三豊市建設経済部商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【株式会社マルナカ新土庄店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	株式会社マルナカ新土庄店 小豆郡土庄町字半の池甲1360-71ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	
変更前	株式会社マルナカほか13者	
変更後	株式会社マルナカほか7者	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更及び小売業者の入退店のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ内海店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ内海店 小豆郡小豆島町安田字植松甲144番4ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び小豆島町商工観光課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び小豆島町商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ三木店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ三木店 木田郡三木町大字氷上字北高原462-2ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	
	変更前	株式会社マルナカほか10者
	変更後	株式会社マルナカほか5者
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更及び小売業者の入退店のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び三木町産業振興課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三木町産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【スーパーセンター宇多津店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	スーパーセンター宇多津店 綾歌郡宇多津町2419番1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	
変更前	株式会社マルナカほか8者	
変更後	株式会社マルナカほか8者	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更及び小売業者の入退店のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ宇多津店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ宇多津店 綾歌郡宇多津町大字東分字板橋東287-1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ綾南店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ綾南店 綾歌郡綾川町陶2677ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び綾川町経済課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び綾川町経済課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ琴平店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ琴平店 仲多度郡琴平町榎井字中之町702番1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び琴平町観光商工課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び琴平町観光商工課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【マルナカ新満濃店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ新満濃店 仲多度郡まんのう町吉野下字林1148番1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	
	変更前	代表取締役 中山芳彦
	変更後	代表取締役 中山明憲
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社マルナカ	
変更前	代表取締役 中山芳彦	
変更後	代表取締役 中山明憲	
変更年月日	平成23年9月28日	
変更理由	代表者変更のため	

2 届出年月日

平成23年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及びまんのう町産業経済課
縦覧期間	平成23年12月27日（火曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年4月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びまんのう町産業経済課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ